

鳥取県告示第 611 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 7 月 13 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

| 氏名（名称及び代表者の氏名） | 住所（主たる事務所の所在地） | 居宅サービス事業を行っていた事業所の名称 | 居宅サービス事業を行っていた事業所の所在地 | 居宅サービスの種類 | 廃止年月日 |
|---------------------|--------------------|----------------------|-----------------------|--------------|--------------------|
| 医療法人誠医会 理事長 宮川秀人 | 東伯郡北栄町瀬戸 戸 53-2 | 医療法人誠医会 宮川医院 | 東伯郡北栄町瀬戸 戸 45-2 | 短期入所療養 介護 | 平成 19 年 7 月 1 日 |